

聖セシリア女子短期大学 科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、聖セシリア女子短期大学学則（以下「学則」という。）第56条の4に基づき、科目等履修生の取り扱いについて定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として志願できる者は、以下のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 前号以外の者で、本学が高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

(出願)

第3条 出願する者は、所定の書類に選考料を添えて願い出るものとする。

2. 科目等履修生の選考料は、当該年度の入学試験検定料と同額とする。但し、前年度に本学を卒業し、その年度内に手続きを行う者に限りこれを免除する。
3. 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

(選考方法)

第4条 選考は、書類・面接・その他（学科・実技等）のうち、一つ以上によって行うものとする。

(履修許可)

第5条 選考の後、学長が履修の可否を決定し、教授会に報告する。

(履修科目)

第6条 教育実習及び保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲを除き、本学で開講している授業科目を履修することができる。但し、本学卒業生に限り、教育実習及び保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲの履修を認めることがある。

(履修期間及び開始時期)

第7条 履修期間は当該年度とする。但し、その都度願い出れば、教授会の承認を経て履修を継続することができる。その期間は当該年度を含め3年を限度とする。

2. 履修期間の開始時期は、前期又は後期の始めとする。

(納入金)

第8条 履修を許可された者は、所定の期間内に登録料と履修料等を納入しなければならない。一旦納入された納入金は理由の如何にかかわらず返還しない。

2. 登録料、履修料、その他の納入金については別に定める。

(履修生証)

第9条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2. 履修生は、学内施設を利用する場合には、常に科目等履修生証を携帯しなければならない。

(単位認定)

第10条 履修した授業科目の試験を受け合格した者には、所定の単位を与える。

2. 前項の試験に関する規定は、学則第15条～第18条に準ずる。

(証明書等)

第11条 前条第1項の規定により認定された単位については、本人の願い出により単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

2. 単位認定により、免許状又は資格等の申請が可能な場合には、本人の願い出により必要な証明書を交付する。

(履修取消)

第12条 履修生が疾病その他やむを得ない理由により履修できなくなった場合は、すみやかに所定の取消願を提出しなければならない。

(諸規則の準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修生についてなお必要な事項は、学則及び諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日に一部改正し施行する。

この規程は、平成13年4月1日に一部改正し施行する。

この規程は、平成20年4月1日に一部改正し施行する。(学則条文番号の変更)

この規程は、平成22年4月1日に一部改正し施行する。(条文の変更)

この規程は、平成23年4月1日に一部改正し施行する。